

事務事業評価シート

事業番号 16	事務事業名 予防接種費用助成費(里帰り先等での予防接種費用の助成制度)	所管部課 健康課
------------	--	-------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	予防接種の対象者が、やむを得ない事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた場合に、その接種費用の全部又は一部を助成することにより、予防接種対象者及びその保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生を予防し、もって市民の健康増進を図ることを目的とする。 【根拠法令等：西東京市定期予防接種費用助成金交付要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容／実施方法等】 ■対象となる予防接種：予防接種法の規定によるA類疾病にかかる予防接種 ※ただし、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象者とする風しんを除く。 ■対象者：以下のいずれかに該当する者 ①里帰り出産その他の事情により、一定期間市外に居住する者 ②長期にわたり医療機関等に入院又は入所している者 ③疾病等の事情により、市の指定する医療機関での予防接種が困難な者 ④その他市長が市外医療機関による予防接種が必要と認める者 ■実施方法：償還払いによる ①予防接種実施前に窓口または郵送にて申請 ②西東京市の予診票を使用し、事前に申請した期間・医療機関にて接種を受ける(自費) ③接種後1年以内に請求(上限額あり)			
事業開始時期【4】	令和3年度	実施形態【5】	☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()	

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	2,451	4,627	2,734	3,606	
内訳	主要な経費： 扶助費	2,447	4,620	2,730	3,600	千円
	その他： 役務費	4	7	4	6	
	財源内訳					
	国庫支出金・都支出金					
	地方債					
	その他 ()					
	一般財源	2,451	4,627	2,734	3,606	
	所要人員(B)【7】	0.08	0.10	0.10	0.10	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	584	718	718	718	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】	15	15	15	16	千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	3,050	5,360	3,467	4,340	千円
	単位当たりコスト【9】					
	(E)=(D)/ (実施件数)	78	68	87	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	① 実施件数	39	79	40		件
	②					
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 各年度の実施件数は対象者から請求があった年度でカウントしている。(請求期限は接種から1年以内) 令和4年度が79件となっているのは、新型コロナウイルス感染拡大による里帰りの延伸等の影響を受けた令和3年度分の定期予防接種費用が、令和4年度に請求されたためと推察される。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	アンケート調査は実施していないが、利用者から「制度があつてとてもありがたい。」との声がある。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	都内の開始時期にばらつきがあるが、現在は26市で実施している。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	やむを得ない事情により、予防接種を市外の医療機関で受けるために欠かせない制度である。
	実施主体の妥当性	適切	予防接種法において、定期予防接種は市長が行う、とされている。
B	事業（補助）の対象	適切	必要な対象者にサービスを提供できている。
	事業（補助）の内容	適切	現段階でこれ以上の改善の余地がないと思われる。
	受益者負担	適切	本事業は、市が負担すべきものである。
	事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
	業務負担	少ない	事業実施効果に対し、業務負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		実施方法については、接種間隔不足や対象外の予防接種を受けてしまうことなどを防ぐことができることから、事前申請としているが、国が示す定期接種実施要領を踏まえ、令和6年度からは事前申請がない場合も柔軟に対応している。本事業は、やむを得ない事情により、予防接種法に定めるA類疾病に係る予防接種を市外の医療機関で受けるために欠かせない制度であり、引き続き事業を実施する必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	接種率向上のため、事情により市外の医療機関で受けるために欠かせない制度である。
	実施主体の妥当性	適切	定期予防接種は市長が行うことから、実施主体は市であり適切である。
B	事業（補助）の対象	適切	市内の必要な対象者に対応している。
	事業（補助）の内容	適切	現段階で適切な内容であるが、利便性向上の観点などから今後の改善について検討すべき事項もある。
	受益者負担	適切	本事業は、市が負担すべきものである。
	事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
	業務負担	少ない	事業実施効果に対し、業務負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業については、一次評価の記載のとおり事業効果、内容、対象者やコストの面に関しても適切であり、都内26市全市で実施していることから継続して実施することが適切である。 また、事前申請がない場合にも柔軟に対応しており、利用者目線での配慮も見受けられるが、更なる利便性の向上として、全庁的な取組課題である「行政手続のオンライン化」について優先的に取り組む必要性を視野に改善見直しとした。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	
----------------------	--